第明
三治
種十
郵五
便年
物三
認月
可十
日一

△

○　　○

1　平成21年8月28日　金曜日　官　報　（号外第186号）（4分冊の1）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項
証券取引等監視委員会の事務の処理状況の公表について（証券取引等監視委員会）　一

〔公告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十年度財務諸表（独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況関係　三
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　一四
会社その他　一五
会社決算公告　一六

官庁報告

官庁事項

証券取引等監視委員会の事務の処理状況の公表について

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成20年７月１日から平成21年６月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成21年８月

証券取引等監視委員会委員長　佐渡　賢一

凡例

設置法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題）
証取法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外証法	外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第５号)
金先法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第23号）
本人確認法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投資顧問業法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
保振法	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）
社振法	社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)
社登法	社債等登録法（昭和17年法律第11号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
証取法施行令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外証法施行令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金先法施行令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
金商業等府令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号）
外証法府令	外国証券業者に関する内閣府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）
金先法施行規則	金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第18号）

はじめに（公正な市場を求めて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としており、平成19年７月に発足した第６期の現体制の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。）を同年９月に公表しています。そこでは、「市場の公正を汚すものには怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」と「市場規律の強化に向けた働きかけ」の２つの基本的な考え方を立てています。またこの２つの基本的な考え方に基づき、重点項目として、①包括的かつ機動的な市場監視の実施、②課徴金制度の一層の活用、③金商法の適切な運用、④自主規制機関等との連携、⑤グローバル化への対応、の５つの項目を具体的に掲げ、実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいます。

１　今事務年度を振り返って：金融危機に対応した市場監視

本公表の対象期間である平成20事務年度（「事務年度」とは、７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。以下同じ。）を顧みると、「活動方針」に基づく日常的な市場監視を行うことに加え、米国を震源地とするいわゆるサブプライム・ローンに端を発する世界的な金融危機に伴う市場の混乱に積極的に対応してきました。

近年の金融・資本市場のグローバル化の進展により、日本を含めた世界の金融・資本市場の連動性はますます高まってきています。その中で発生したサブプライム・ローン問題は瞬く間に世界を巻き込む金融危機へと発展しました。特に、昨年９月に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻して以降、金融危機は更に深刻化し、株価の下落や国際的な市場機能の混乱は、実体経済にまで悪影響を及ぼす結果となりました。

証券監視委は、このような世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺に対し、迅速かつ機動的に対応する必要があると考え、「活動方針」を踏まえつつ、新たに以下のような取組みを行ってきています。

１点目は、市場の混乱に乗じた不公正取引への監視の強化です。特に株価下落が著しい企業の株式を注視する中で、金融危機の中で強化された空売り規制も踏まえて、株価の売崩しにつながる風説の流布や相場操縦に対する監視を強化してきています。また、金融危機に伴う実体経済の悪化による企業の財務内容への影響を考慮し、財務内容の適正な開示にも重点を置いて監視を行っています。特に、「活動方針」で盛り込まれた発行市場・流通市場全体に目を向けた監視の中で、金融危機に伴う信用収縮、資金繰りの悪化により、発行市場でのファイナンスを悪用した不公正取引が行われていないか監視態勢を強化したところです。

また、課徴金調査ではこれまでのインサイダー取引の摘発に加え、初めて相場操縦事案について課徴金納付命令を求める勧告を行い、犯則事件の調査では証券取引法制定以来初めてとなる、相場変動目的の暴行・脅迫による告発を行いました。さらに、インサイダー取引事案では、重要事実の認定にあたり、いわゆるバスケット条項を適用して複数の事案を摘発しました。